サービス連合

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会

第67号　2024年2月1日

毎月1日発行　1部50円（組合員の購読料は会費に含む）

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階
TEL 03-5919-3261　　発行人 石川聡一郎

産業の持続的な発展にむけた大きな転換点へ
2024春季生活闘争方針決定
～第23回中央委員会を開催～

サービス連合は、2024年1月18日に連合会館（ウェブ併用）にて、第23回中央委員会を開催しました。中央委員、特別中央委員、傍聴者など129名が出席し、「2024春季生活闘争方針」をはじめ、3つの議案が原案通り可決され、2024春季生活闘争が始まりました。

今委員会は亀田副会長の挨拶で開会し、山田将己中央委員（帝国ホテル労働組合）と廣瀬淳中央委員（日本旅行グループ労働組合連合会）が議長に選出されました。


廣瀬淳議長


山田将己議長

冒頭、中央執行委員会を代表して挨拶した櫻田会長は、「組織支援」「組織拡大」「2024春季生活闘争」「政策」「ジェンダー平等」について述べました。特に2024春季生活闘争については、昨年、全国7ブロックで開催した春季生活闘争討論集会に出席した加盟組合役員に対して感謝を述べたうえで、「業種問わず日本全体で人財不足が社会課題となっている。官民あげて賃上げへの期待が高まる中、経済の発展と持続的な賃上げにむけて適正な価格転嫁が求められている。その中で、労働集約型産業である私たちサービス・ツーリズム産業にとっての唯一の財産は、人財であり、企業がこれまでコストと捉えていた人件費への考え方を改め、企業活動の大切な資本として人への投資へ大きく舵を切ろうとしている」と取り巻く環境について触れ、「産業の持続的な発展にむけて、明るい未来を自らの手で切り拓いていくため、2024春季生活闘争を大きな転換点と位置づけ、すべての加盟組合がその意義を十分に理解し、一丸となって取り組んでいこう」と呼びかけました。


冒頭挨拶する櫻田会長



会場の様子


新規加盟の
天橋立ホテル労働組合
中島委員長


議案審議の様子

次に、新規加盟の「天橋立ホテル労働組合」の中島健徳委員長より挨拶があり、出席者全員から歓迎の拍手が起こりました。

今委員会では「2023秋闘のまとめ」「両立支援・男女平等社会の実現にむけた統一対応の改定」「2024春季生活闘争方針」の3つの議案が執行部から提案され、それぞれ審議の後、いずれも可決されました。

「2024春季生活闘争方針」の提案にあたり石川事務局長は、「コロナ禍で厳しい状況が続いていたが、今まさに将来にむけての転換点にある。今ある私たちの労働条件は先人の方々が積み重ねたものであり、先人から受け継いだバトンをこの先、産業で働く人たちにしっかりと繋いでいかなければならない」と述べ、「サービス・ツーリズム産業は、我が国の経済や社会をけん引していく産業であり、2024春季生活闘争はそれに見合った労働条件向上にむけて取り組む転換点とすることを、すべての加盟組合と共に産別として全体で意識合わせをして取り組んでいきたい」と訴えました。

最後に、齋藤会長代理の力強い音頭による頑張ろう三唱で今委員会は終了しました。

2024春季生活闘争方針要旨

「基本認識」（要旨）

～産業の持続的な発展にむけた大きな転換点とする～

日本が直面している人手不足という社会課題は、働くものが大切な財産であるサービス・ツーリズム産業にとって、将来にわたって産業が発展するために、いま早急に対応しなくてはならない産業課題です。他の産業も労働条件の向上をはかり、人財確保にむけて動き出していますが、私たちの産業も、これまで企業がコストと捉えていた人件費への考え方を改め、人財は企業活動の大切な資本であるとの考え方に転換し、人への投資に大きく舵をきる正念場にあります。私たちの産業は人流・物流をつうじ、社会に潤いを与える産業であり、その主役は私たち働くもの、一人ひとりです。この産業で何人も、誇りを持って、働きたい、働き続けたいと思える労働環境にむけ、2024春季生活闘争を大きな転換点としなくてはなりません。今次春季生活闘争では、産業の持続的な発展にむけ、いまそこにある危機を労使で共有したうえで、私たちの想いを形にし、結果を残すべく一丸となって闘いぬくときです。

○2023春季生活闘争は、粘り強い交渉が結果につながった
○労働集約型産業として、働く人財こそ最大の資本
○人手不足の課題に対して、持続的な賃上げが必要
○賃上げと産業の発展の正循環にむけ、適正な価格転嫁を
○誰もが働きたい・働き続けたいと思える産業にむけて
○中期的な賃金目標の達成にむけ、更なる加盟を

「2024春季生活闘争要求基準　要旨」

1 正規労働者の賃金改善、一時金要求

21世紀の基幹産業として、日本の成長戦略の柱となる産業に相応しい労働条件の確立を目指して中期的な賃金目標「35歳年収　550万円」の実現にむけて、これまでから大きく加速させて取り組む。

（1）賃金改善

すべての加盟組合は、中期的な賃金目標「35歳年収550万円」の実現を目指し5.0％の賃金改善（人事賃金制度がある加盟組合は2％の賃金カーブ維持分を確保したうえで、実質的な賃金改善分3％と合わせた5％の改善）

（2）一時金

年収水準の向上を目指し、中期的な賃金目標「35歳年収550万円」の実現にむけ、「指標」を活用し、主体的に4.0ヵ月を意識した水準向上

2 契約社員やパートタイマー等の待遇改善

契約社員やパートタイマー等の待遇改善については、正規労働者と同様の考え方に基づき待遇の改善に取り組む。

3 最低保障賃金

すべての加盟組合で産業別最低保障賃金およびポイント年齢別最低保障賃金の協定化にむけた要求をする。

4 同時要求

（1）総実労働時間短縮にむけて
（2）両立支援・男女平等社会の実現
（3）60歳以降の雇用と労働条件の改善
（4）その他



令和6年能登半島地震
支援カンパを実施

令和6年能登半島地震では、1月1日に最大震度7の地震により、甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられました方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、負傷・被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。現在も地域住民の方々が避難生活を余儀なくされており、安否不明の方々の捜索がおこなわれています。このような状況の中、早期の復興にむけて私たちが実施可能な取り組みとして、サービス連合では、3月15日まで「支援カンパ」を実施しています。第23回中央委員会でもカンパを呼びかけ、多くの方にご協力いただきました。加盟組合の皆さんのご協力をよろしくお願いします。

本部役員補選を実施



新たに選出された橋本拓真副会長（阪急阪神交通社グループ労働組合連合会）



新たに選出された大喜多輝彦副会長（藤田観光労働組合）

今委員会では本部役員の補選がおこなわれ、新たに大喜多輝彦副会長（藤田観光労働組合）、橋本拓真副会長（阪急阪神交通社グループ労働組合連合会）が選出されました。また、役員退任慰労表彰では退任された齋藤隆前副会長、津和崎宏児前副会長、松本達也前特別中央執行委員のこれまでの産別活動への功績に対して全体で感謝の意を表しました。

サービス連合の副会長、事務局長を歴任し、２００９年から特別中央執行委員として、株式会社フォーラムジャパンでご活躍されていた松本達也前特別中央執行委員が1月12日にご逝去されました。心からご冥福をお祈りいたします。松本前特別中央執行委員のご冥福を祈り、出席者全員で黙祷を捧げました。私たちは松本さんが築かれた産別運動を継承し、将来にむけて運動を進めていきます。



津和崎宏児前副会長



齋藤隆前副会長



松本達也前特別中央執行委員

「未来へつなげよう、次世代の産業へ！一致団結、2024春闘」

～2024春季生活闘争ポスター・スローガン決定～

サービス連合では、春季生活闘争を組織全体で一丸となって取り組むことを目的に、春季生活闘争ポスター・スローガンを作成しており、機運醸成、人財への投資などをテーマに加盟組合から案を募っています。２０２４春季生活闘争ポスター・スローガンについては、加盟組合の多数の応募の中から、中央執行委員会での厳正な審査を経て、「ＪＴＢグループ労働組合連合会」「阪急阪神交通社グループ労働組合連合会」の案が採用されました。第23回中央委員会では採用された２組織に対して活動表彰をおこない、ポスターとスローガンに込められた思いをそれぞれ披露していただきました。



～働き方改革と生活改革の好循環を～
春闘学習会を開催

中央委員会に先立ち、東京大学名誉教授の佐藤博樹氏を講師に招いて「誤解の多い働き方改革～働き方改革と生活改革の好循環を～」をテーマに講演を受けました。

学習会では、働き方改革の目的を正しく理解することの重要性や働き方改革と生活改革の好循環が不可欠であり、働く者の生活の充実に貢献することの重要性などについて学びました。



東京大学佐藤博樹名誉教授による講演

調査なくして要求なし！労働条件の実態を把握
～2023年賃金実態調査・2023年労働条件調査を発行～

サービス連合では、2023年12月に「２０２３年賃金実態調査」および「２０２３年労働条件調査」（ブルーブック）を発行しました。ブルーブックは、加盟組合の賃金水準の実態や労働条件を相互に把握、比較することで、今後の労働条件向上にむけた加盟組合での議論や会社との交渉の一助とすることを目的として発行しています。賃金実態調査は毎年発行、労働条件調査は隔年発行としています。



サービス連合調査資料（賃金実態調査・労働条件調査）

賃金実態調査は、毎年加盟組合から集約した組合員の賃金データを分析し、正規労働者の平均賃金や初任給水準、１年１歳間差、一時金を加えた年収、契約社員とパートタイマー、年齢・勤続年数別人員構成・平均月収分布など、様々な観点から比較表を作成し、一覧表としてまとめています。

労働条件調査については、加盟組合の賃金制度の内容や手当関連、36協定の概要や休日・休暇制度および住宅関連制度等の福利厚生など、主な労働条件を項目ごとにまとめたものです。

これらのデータは今後、加盟組合における２０２４春季生活闘争にむけた方針策定の議論に活用できるとともに、日常的な労働条件向上にむけた議論や会社との交渉にも活用できます。「調査なくして要求なし」という言葉があるように、この調査結果を活用することで、産業内での自組織の立ち位置が確認でき、会社への要求や労組の主張に対する根拠づけが可能となるものと考えています。

冊子は1月中旬から随時加盟組合へ発送していますが、今回よりペーパーレスの観点から並行してＰＤＦでの配信もおこなっています。ＰＤＦ配信により、これまでよりも多くの組合員が情報にアクセスすることが可能となることから、ホームページへの掲載も予定しています。また、この取り組みは加盟組合のデータ提供という協力で成り立っています。「数は力なり」との言葉通り、多くの加盟組合から情報を提供いただくことで、より充実した調査となります。そのため、２０２４年度以降も引き続き加盟組合へ調査データの提供をお願いするとともに、より精緻なデータとなるよう取り組みを進めていきます。

賃金要求に関する基礎からデータ分析まで
～賃金学習会を開催～

賃金学習会は労働調査協議会の協力のもと、12月に初級編・中級編を各２回、計４回にわたり、加盟組合の２０２４春季生活闘争の支援を目的として、中期的な賃金目標「35歳年収　５５０万円」の実現にむけた取り組みの一助となるよう開催しました。

初級編は、「加盟組合が賃金実態を把握し賃金への理解を深めること」をゴールとして、対面とＷｅｂのハイブリッド開催としました。計２時間のうち前半は組織支援局から「賃金改善要求の基礎（賃金の成り立ち、賃金カーブ、要求内容策定にむけて）」を話し、後半は労働調査協議会の長谷川氏より「賃金データ分析（賃金実態調査結果の読み方・使い方）」について解説いただきました。

中級編は、より実践的な内容として「Ｅｘｃｅｌを使った賃金分析方法」と題して、労働調査協議会の加藤氏より全項目を解説いただきました。前半は初級編の振り返りも含めて賃金分析の必要性や専門用語、賃金分析のポイントについて解説をいただき、後半は架空の賃金データをもとに、Ｅｘｃｅｌの関数を用いて具体的な賃金データの集計方法について解説いただきました。

初級編と中級編各２回・合計４回開催し、延べ62名が出席しました。修了後のアンケートでは、「統計分析についてもう一度聞き直したい」「非専従の書記長にも講座を受講させたい」といった意見があり、賃金実態把握・分析の必要性について理解を深める機会となりました。



12月8日開催　初級編



12月14日開催　初級編

風化させない取り組み
～メニュー表示適正強化月間　11月に点検活動を実施～

サービス連合では、今年度もメニュー表示の適正化にむけた問題を風化させない取り組みとして、11月を「メニュー表示適正強化月間」と定め、点検活動を継続しておこないました。終了後には各加盟組合における取り組み状況についてアンケート形式で集約し、今回は37件の報告を受けました。結果は次のとおりです。

（主な回答を抜粋）

（1）11月にメニュー表示が適正であるか点検・確認を行ったか
①日頃から点検・確認を行っている　78・4％
②今回、点検・確認を行った　16・2％
③点検・確認を行えなかった　5・4％

（2）どこが主導で行ったか
①会社主導で行った　65・7％
②労働組合主導で行った　25・7％
③労使共同で行った　8・6％

（3）適正なメニュー表示について会社との労使協議や意見交換を実施したか
①実施した　27％
②今後実施予定　8・1％
③実施しない　64・9％

（4）ポスターを掲示したか
①掲示した　51・6％
②掲示しなかった　48・4％

どの項目も昨年の結果と大きく変化は見られませんでしたが、日頃より取り組みをおこなっている組合と今回取り組みをおこなった組合あわせて、9割を超えています。これは我々が風化させないための意識づけが後押ししている部分があると感じています。この取り組み期間を通じて、約3割の組合では、会社との労使協議や意見交換を実施しました。メニュー表示の取り組みについてもしっかりと労使で意見を交わし、お互いにこの重要性を認識することが必要です。2013年秋に、ホテル・百貨店・レストラン等が、メニュー表示と異なる食材を使用して消費者に料理を提供していた事実が相次いで判明して10年が経過しました。決して過去の出来事を風化させることなく、点検活動を労使双方で実施することが求められます。サービス連合は、引き続き取り組み期間を設けて実施していきます。



中央執行委員会で学習会を実施
～ジェンダー平等を着実に推進～

12月13日に開催した第5回中央執行委員会において、連合 ジェンダー平等・多様性推進局の滝沢弘次長を講師に招き、「連合におけるジェンダー平等推進の取り組み」をテーマに講演を受けました。

滝沢次長から、連合の「ジェンダー平等推進計画」フェーズ1の進捗についてご説明いただくとともに、世界の潮流と我が国の状況など現状を踏まえたうえで、私たちがジェンダー平等を推進するうえで捉えておくべき点など、多岐にわたって説明を受けました。


連合滝沢弘次長による講演

通常国会が開会

通常国会は常会ともいわれ、毎年1回1月中に召集され、会期は150日間で延長は1回のみ可能です。今年は1月26日を召集日として調整されています。開会式は、会期のはじめに衆参両議院の議員が参議院の議場に集まり、天皇陛下をお迎えし、その際、衆議院議長が両議院を代表して式辞を述べ、天皇陛下からおことばを賜るのが通例です。参議院に集まる理由は、かつての帝国議会時代の開院式が現在の参議院でおこなわれていたからです。開会式の後に国務大臣の演説が両議院の本会議でおこなわれます。常会では、内閣総理大臣によりその年の内閣全体の基本方針を示すものとして施策方針演説がおこなわれ、この他に担当大臣より外交演説、財政演説、経済演説がおこなわれます。これらの演説は、「内閣としてどのような1年を目指していくのか」という意思表明の場とも言え、政府の演説に対し、各会派を代表する議員から質疑がおこなわれ、内閣総理大臣をはじめ各大臣の答弁があります。

政府のやるべき課題は多く山積しています。特に政治とカネの問題は、逮捕者が出る事態となっています。国会が会期中、国会議員は逮捕されないという憲法の規定がありますので、今国会において真相究明を期待します。国会法改定により、1992年に1月召集と変わって以降、2015年には95日の延長をしたケースもあり、150日間の期間では議論が尽くせないことが予想されます。まずは能登半島地震への対応を迅速におこない、経済の立て直しと安定的な生活の維持にしっかりと議論が重ねられることを切に望みます。

産業の持続的な発展にむけて
「サービス連合の政策（2024年1月～2024年12月）」を策定

12月13日に開催した第5回中央執行委員会で「サービス連合の政策（2024年1月～2024年12月）」の作成を確認しました。

本政策は、昨年同様に産業政策（観光政策・物流政策）・労働政策・社会政策の3つの柱で構成し、昨年の政策を実現状況に合わせて見直しをおこなうとともに2024年の優先項目ならびに新たに加えるべき項目を追加し、とりまとめました。

観光政策では、昨年に引き続き、「観光産業における人財課題」を優先項目とし、観光産業の人財確保の重要性を強く求める内容としました。新たに食物アレルギー対応について（外食産業におけるアレルギー表示のガイドラインを求める）とライドシェアについて（安心安全な公共交通機関の必要性を求める）を追加しました。また、11月に開催した政策討論集会での加盟組合の意見も踏まえ、地域政策についても見直しと追加をおこないました。

人財不足への対応、観光人財育成の必要性は勿論ですが、高付加価値化で働く者への投資、生産性を高める働き方、DXの活用についても観光産業全体の課題です。労働集約型産業である我々の産業は、まだまだ高付加価値化、生産性やDXについて、他産業と比べても取り組みが進んでいない状況です。人財への投資や設備投資に関する政策はしっかりと訴えていく必要があります。

次に物流政策では、「フォワーダーの人財課題」を優先項目とし、フォワーダーの社会的認知度の向上、マネジメント人財育成、専門実務教育の実施などを掲げました。国際航空貨物業においても、人財不足や人財育成の課題感は観光産業と同様に喫緊の課題です。

安全な物流の確保、安全・安心な空港づくり、労働者の安全確保、AEO制度の周知、事前教示制度の改善、輸入通関の迅速化、世界で選ばれる空港づくり、モーダルシフトのさらなる推進、国産SAF開発の推進、パレットのリユース等の課題についても掲げています。

日本の経済成長において国際物流は重要です。社会的な認知度の向上とマネジメントや専門実務教育は、国際物流を取り巻く環境が変化する中で、日本の国際航空貨物業が国際競争力を高め、成長していくことにつながります。

また、各空港における労働者の安全確保には不十分な点も多く、更なる環境整備を訴えていかねばなりません。長時間労働の規制（いわゆる2024年問題）やモーダルシフトの取り組み、脱炭素化にも目を向ける必要があり、政策要求ではその部分についても掲げています。

次に労働政策では、「適正な労働時間と多様な働き方」を優先項目とし、特に適正な労働時間のための「年間半分は週休3日」などの休日数を増やす取り組みを掲げています。新たに外国人労働者の課題について（労働条件通知書や就業規則の多言語化の義務化、特定技能制度の拡充や為替差損リスクの補填等）追加しました。

最後に社会政策では、男性の家庭、育児の関わり、ハラスメント防止の徹底、温暖化対策、カーボンニュートラル、適正な価格転嫁、公正な取引と消費者教育についても追加し、平和産業で働く立場から恒久平和と紛争の早期終息の願いなどを追加しました。

2023年度の日本のジェンダーギャップ指数は146ヵ国中125位と低迷しています。我々の産業において、女性の活躍は今やなくてはならないものになっています。サービス連合では、サービス連合男女平等参画計画の下でジェンダー平等を推し進めていきます。

唯一の産別組織である「サービス連合」として、国や地域を動かし、産業全体を変えていく必要があります。世の中を動かす歯車には大小があり、その歯車に合わせた大小様々な政策要求が必要です。政策制度要求が実現すれば我々の産業が潤い、地位や労働条件が向上します。新たな「サービス連合の政策」をしっかりと関係省庁や関係機関に訴え、1つでも政策実現に結び付けていきたいと考えています。



サービス連合の政策
（2024年1月～2024年12月）

首里城再建の今 ～先人の想いを新たな世代へ～



琉球王国時代の拠点だった首里城は２０１９年（令和元年）10月31日未明、火災が発生し、正殿・北殿・南殿など、あわせて7棟の建屋、延べ4,８００㎡が焼失しました。首里城はこれまでも幾度となく火災に見舞われ１４５３年、１６６０年、１７０９年、１９４５年に次いで、歴史上５度目の焼失となりました。

首里城は、沖縄県民の拠り所として大切にされるとともに、日本の城郭文化の概念を広げる国民的な歴史・文化遺産であり、極めて重要な建造物です。

サービス連合は、一日も早い再建を願って２０２０年に「首里城火災再建支援『心をつなぐ心をとどける』プロジェクト」を立ち上げ、再建を支援しています。

首里城正殿の再建工事は２０２６年の完成を目指しておこなわれており、昨年は約５００本の柱とはりの組み立てが行われ、昨年12月下旬に骨格が完成しました。まもなく屋根の瓦ぶきや外壁の塗装などの工事が進められ最盛期を迎える再建工事では、焼失後の遺構や彫刻の補修状況などが積極的に公開され、「見せる復興」が進められており、素屋根の見学エリアでは、伝統技術の活用と継承がなされている復元の様子を見ることができます。

今回は素屋根内で昨年行われた基礎部分の再建工事の様子を中心にお届けします。今後も首里城再建にむけて、完成するその日まで進捗について皆さんと共有していきたいと思います。

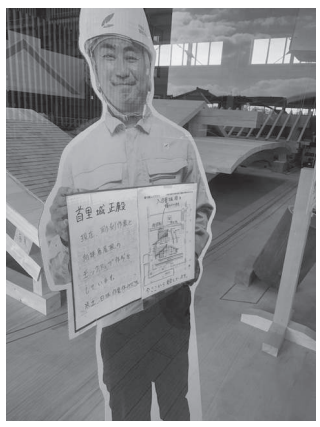

見学者に作業工程を説明



素屋根の全景
（2023年6月撮影）



この建物（素屋根）の中で首里城正殿の復元工事がおこなわれている



素屋根内の様子
巨大な木材が運び込まれている
（2023年7月撮影）



守礼門（しゅれいもん）
現在の門は1958年（昭和33年）に
復元されたもの（2023年7月撮影）



素屋根内の様子
運び込まれた木材が加工されている
（2023年9月撮影）



素屋根内の様子
（2023年9月撮影）



高く積まれた防音シート
（2023年6月撮影）

加盟組合紹介

ホテルニューグランド労働組合

私たちが働くホテルニューグランドは１９２７年12月に開業した異国情緒あふれるクラッシックホテルです。横浜の山下公園の前に位置し、太平洋戦争では引上げ船として活躍をした「氷川丸」が今も停泊をするなど長年横浜の歴史を見守ってきました。

ホテルニューグランド労働組合は現在執行委員10名で活動をしています。

特徴的なことは、執行部三役は高年齢、対して執行部の多くは20代と若い年齢であり異なる世代間の意識や価値観、行動パターンの違いによって生じる認識やコミュニケーションの隔たりに日々悩まされています。

とはいえグループＬＩＮＥを用いて情報の伝達をしたり、執行委員会では新たな価値観を知る良い機会であり楽しく活動をしています。

この産業の課題である賃金をはじめとした労働条件の向上にむけサービス連合に集う多くの仲間たちと情報共有をおこない連携することで、少しでもこの産業、またホテルで働きたいと思えるような環境をつくっていきたいと思います。

今後ともサービス産業の未来のために共に活動を進めていきましょう。



ＪＴＢグループ労働組合連合会

私たちは13の加盟組合、組合員１３，２９５名（２０２３年６月時点）で組織しています。加盟組合は、旅行及び関連事業、出版、情報処理、広告、商社、不動産、航空関連代理、人材派遣など、多様な事業に携わる仲間で構成しています。

当連合会の特色は、いわゆるグループ本社と『グループ労働協約』を締結していることです。これに基づき、グループ経営課題・グループ全体に関わる労働条件に関する協議を実践していく責任を負っています。２０２３年度は、グループ労働協約に基づく着実な協議に加え、社グループのあるべき姿の実現に向け「主体的な提言を行う」こと、２０２３春闘と同等以上の改善を定着させるため、春闘期間にとらわれずに「豊かなくらしを実現する」取り組みを強化すること、を重点課題と位置付け活動を進めています。

これから、産別活動はより重要性も増す時代に突入すると感じていますので、サービス連合に集う加盟組合と連携し、産業の真の発展に繋げていきたいと考えています。

途轍もなく面白みのない紹介となってしまいましたが、これは文字数の制限に因るものとして、お許しください。

引き続きのお付き合いをよろしくお願いいたします。



編集後記

昨年の暮れ、作家の伊集院静さんの訃報に接しました。様々な作品があるなかで、地元という所縁もあり「なぎさホテル」を読んだことがあります。神奈川県逗子の海岸前にあったクラシックホテルで、平成元年に閉館しました。いま跡地にはファミリーレストランが建っており、娘との散歩でよく近くを歩いています。昨年末に大掃除にむけ事務所の整理をしていると、サービス連合の前身ともいえるホテル労連の加盟組合台帳のなかに「逗子なぎさホテル労働組合」との表記をみつけ、驚きました。

いまは跡地にファミリーレストランが建っているこの場所で、組合員の皆さんが日々誇りをもって仕事をしていたことを想像すると、いまサービス連合の役員を務めている自身との不思議な縁を感じるとともに、先人の活動にたいして、自分は恥じない活動ができているものかと、ふと想いを馳せました。

「ゲストが必ずしも愉しむだけのためにホテルを訪れていない時もある。悩みを抱えた人、哀しみ、追憶の日々を送っている人、さまざまな人生模様を、品格を持って静かに迎えることもホテルの大切な役割である。」

産業を代表する唯一の産業別労働組合の役員とし、小説の一節に想いを寄せて。

伊集院静さんのご冥福をお祈りします。（S. I.）